

消毒用アルコールは正しく取扱いましょう！

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症対策として、消毒用アルコールは私たちの生活の中で身近なものとなりました。身近なものだからこそ安易な考えによる取扱い事故が増えています。

これからの季節バーベキューやキャンプは楽しみのひとつとなりますが、ちょっとした不注意が悲しい事故に繋がる可能性があります。

消毒用アルコールには危険物に該当するものもあり、取扱いを誤ると火災や事故を引き起こすおそれがありますので取扱いには十分気をつけましょう。



2 消毒用アルコールの取扱い

消毒用アルコールの適正な3つの取扱いポイント

① 火気の近くでは使用しない

手指消毒の際に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気が発生するため火源があると引火するおそれがあります。

喫煙やコンロ等を使用した調理など火気を使用する付近では消毒用アルコールの使用はやめましょう。

② 詰替えは換気の良い場所で

消毒用アルコールの詰替えを行うときに可燃性蒸気が発生するおそれがあり、この可燃性蒸気は空気より重く、低所に滞留しやすい性質があります。

消毒用アルコールの詰替えを行う際は、通気性の良い場所や常時換気が行える場所を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。

③ 直射日光が当たる場所等、高温になる場所に保管しない

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所等の高温になる場所に保管すると、熱せられることで可燃性蒸気が発生します。

保管場所は、直射日光が当たる場所等の高温になる場所を避けましょう。

3 消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについて

消毒用アルコールは、アルコールの濃度が60%以上（重量%）の製品が危険物に該当します。

また、一般的に酒類等は、アルコール度数約67度（体積%）以上から危険物に該当すると考えられます。

危険物に該当する消毒用アルコールは、消防法では「第四類・アルコール類」に分類され、貯蔵・取扱いする数量に応じて許可申請または届出が必要となります。

ご不明な点があれば、最寄りの消防署・湖北地域消防本部予防課までご相談下さい。

長浜消防署 0749-62-9194 東浅井分署 0749-73-2561 伊香分署 0749-82-2361
米原消防署 0749-55-0108 予 防 課 0749-62-5194

